

平成 2 9 年 5 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 5 月 25 日 (木曜日)

平成29年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年5月25日（木曜日） 午前9時00分～午前9時40分

2 開催場所 南大隅町佐多支所 3階会議室

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
 事務局主幹 戸島 和則
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第113号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第114号 非農地証明願いに係る証明について

議案第115号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 5 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 16 名です。9 番、松山委員、17 番、富田委員から欠席の届けがありました。よって 18 名中 16 名の出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、18 番の竹之内委員と 19 番の溝端委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 113 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 2 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、2 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 113 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。
す。

15 番： はい。15 番、持留委員。

議長： 持留委員。

15 番： 地図を見ていただいて、〇〇公民館を南側に下りていただいて、一つ目の四つ角を北側に進みまして、南側に〇〇氏のハウスがあり、そちらに隣接する水田となっております。本年 4 月まで〇〇氏が利用権の設定をしてブロッコリーを作付けされておりましたが、合意解約がなされ、現在は耕耘がなされている状態です。調査の意見としましては、譲受人は認定新規就農者として申請地近くで、祖父から購入したハウスで施設〇〇を中心に営農をしています。譲渡人は高齢のため当該地は利用権を設定し、貸付けていたが今回、合意解約をし、所有権移転の運びとなりました。譲受人については、今後も地域の農地を有効活用し、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えられます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

7 番： ひとつよろしいでしょうか。

議 長： 半田委員。

7 番： ここは一枚の農地に3名ぐらい入っていると思いますが、以前私が借りていた農地ですが、申請人の〇〇さんの他に2名ほどいらっしやっただと思っておりますが、今後、3条申請が出されていくのでしょうか。それと、10a当たりの〇〇円という査定はどこから出されているのかお聞きしたいのですが。

事務局： 他2筆の3条申請についてですが、ハウス建設の計画があり他2筆についても売買の話しが成立すれば、3条申請で購入したいという意思を持っておられます。名義が直らないような土地であれば、利用権設定なりをしてでもハウスを建設したいというところでございます。あと、売買金額の関係ですが、これについては、詳しい内容をお聞きしてはいたるところですが、松元さんの方からこの話を持ち込まれたといった経緯で、〇〇円になったということだけは聞いております。

議 長： よろしいですか。

14番： はい。

議 長： 武田委員。

14番： 〇〇円、今後、他の土地も、ハウスはここだけでは出来ないと思うが、この価格で行かれるのか、〇〇さんを考えると、〇〇円で買うからというような感じであったと思うが、農業委員会に対しては、どれくらいの金額などの相談はなかったのか。

事務局： この申請を出されたのが4月26日ですが、この時には既に〇〇円という金額は決められていたところであります。少々、高いような気がしますので、この辺りの案件が出てきましたら、事前にご相談ください、とは申し上げたいと思います。

議 長： 全体的に町内の農地の価格を見ながらご指摘のとおり、10年程前からすると低価格になってきている中で、このような事例が出たということは、周辺に及ぼす影響もあるかと思っておりますので、委員のみなさんに農家からご相談などありましたら、事務局等と相談をしながらある程度の目安といいますか地域の土地価格などを情報として提供していただけたらと思います。

議 長： 他にございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第113号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第113号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第113号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 7 ページをお開きください。

(議案第 113 号 受付番号 2 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

事務局： よろしいですか。担当委員の富田委員が本日、欠席となっておりますが、現地調査報告書が届いておりますので、報告させていただきます。現地の状況につきましては、9 ページの航空写真をご覧いただきたいと思ひます。現地は、〇〇学校より 500m ぐらい山手に入り込んだ〇〇自治会にあります土地です。水田地帯の一角にあり、すでに早期水稲が作付けされておりました。50 年程前に売買されておりました、この一角だけが〇〇さんの名義となっており、名義変更がなされていなかった土地であります。調査の意見としましては、すでに 50 年前に売買が終わっており、〇〇番〇〇と一枚の田として早期水稲が作付けされており、また、譲受人については〇〇歳ということですが、調査表のとおり娘夫婦と同居しており、娘夫婦が農地の管理をされていることから今回の 3 条申請には何ら問題はないということで、5 月 22 日に富田委員が調査をされております。審議の方をよろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入りますが、〇〇の〇〇氏の関係からの議題の提出でございます。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 113 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 113 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

(〇〇氏 着席)

議 長： 次に、議案第 114 号 非農地証明願ひに係る証明についてを議題といたします。
事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 10 ページをお開きください。

今月の非農地証明願ひに係る証明の申請は 1 件でございます。議案書をもとに説明いたします。

(議案第114号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5番： はい。田淵です。

議長： 5番、田淵委員。

10番： 5月22日に事務局3名と富田委員、田中委員と私で調査を行いました。場所は〇〇から〇〇集落へ向かう中間付近に〇〇がありますが、その近くです。町道より西側に道路が入っており、道幅は2mぐらい、延長は50～60m程度ありました。西側には畑や水田が広がっており、ショウガなどが作付けされておりました。農道には雑草もそれほどなく車とか農機具が通っているようでした。意見ですが、証明願いにも記載されているように、50年ぐらい前から農道として利用されていること、また、西側の農地への進入路としては不可欠であり、非農地として問題はないと思われま

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

13番： よろしいですか。

議長： 野村委員。

13番： 申請書では1331㎡となっており、251㎡が農道として利用されていると思われま

事務局： 全体面積1331㎡ありますが、そのうち251㎡を分筆して、その部分だけを非農地にするという申請です。ですから、1100㎡程度は農地として残すということです。

議長： 〇〇さんの土地がここに集約されているのか。

事務局： 3反ほどあります。

議長： 他にございませんか。

2番： はい。2番、有川です。

議長： 有川委員。

2番： この土地は、現在、畑として何か作られているのでしょうか。

1番： 1反3畝のうち農道以外は、現在、花木が植えてあります。畑として利用しているところも8畝ぐらいですかね、そのくらいあります。分筆後の農地については、畑として利用されると思います。現在も栗とか植えられており、菜園みたいに使われております。

6 番： はい。

議 長： 横原委員。

6 番： 今回の申請については、今後も農道として使われるのでしょうか。

5 番： はい。申請書に記載されているように50年以上前から使われており、丁度、この辺りが馬車から耕運機に代わる頃だと思いますが、そのころから、西側の田畑に行く道として個人の方々が使っていたという経緯があります。ですから、今も結構、機械とか軽トラックなどが通っておりますので、これがないと西側の農地に行く道がなくなりますので、どうしても不可欠なものです。

議 長： 奥、西側の方にも〇〇さんの土地があるということですか。

5 番： この部分には〇〇さんの土地はないと思います。

事務局： 〇〇さん他、何名かの農地があります。

事務局： 5ページの写真をご覧ください。

(写真をもとに、説明)

事務局： 〇〇さんより、当初、3条で申請をしたいと話がありました。ただ、3条申請で受付し許可を得れば、農地として活用せざるを得ない、と話しをさせていただいたうえで、〇〇さんからの非農地証明願いとすることで受付をさせていただきました。

議 長： 他にございませんか。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第114号 受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第114号受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第115号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 14ページの議案第115号の議案書をご覧ください。

町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第115号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより、質疑に入ります。
ご意見等ございませんか。

議 長： 何かございませんか。よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 115 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 115 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

6 番： はい。

議 長： 横原委員。

6 番： 6 番、横原です。先日、小型風力発電施設の業者と地権者の方が私のところに来られて、畑の畔とか法面とかに小型風力発電を設置したらいけないか、と相談がありまして、私の見解としましては、畔・法面を含めた上での地目は畑ですから、それは無理です。と回答をしたのですが、茶畑には防霜ファンが立っているじゃないかと、それぐらいの規模のものを設置するのだが、ということでしたので、防霜ファンと風力発電では目的・趣旨が全く違うからダメでしょう、と話しをしましたが、防霜ファンは農作物の生産性向上につなげるために設置しているもので、風力発電は農作物には全く関係ありませんよね、という答えを出したのだが、今後、このような問題が出てくると思われませんが、相手もなかなか新手で様々なことを考えて、持ってくるのが考えられますが、このようなことに関して、どのような対処を取ればいいのか、今後のためにも質問をしたのですが。

事務局： 申し訳ありません。本日、資料を持ち合わせておりませんので、改めて文書なりで皆様に配布したいと思います。風力発電もちろん太陽光発電を含めてですが、その都度、要綱等が変わっておりますので、最新版を確認させていただいたうえで、ご報告させていただきたいと思います。

議 長： 皆様方にも、そのような相談と言いますか、ありましたら、事務局とよく連携を取りながら、独自の判断では問題が起きる可能性もありますので、よろしくをお願いします。

事務局： 事務局の方にも、よくというかたまに相談があります。今、言われましたように小型の風力発電を畔に建てるという話しですよ。一番気を付けていただきたいのが、農地の活用だと思われま。農振地域に入っているのか入っていないのか、その辺も含めて構築物を建てる時の考え方を、今後、お話をしたいと思。まず、農振法とか農地

としての使い方、利便性の他、隣地の同意書まで要するのか、そこを含めて検討したいと思います。

14番： よろしいですか。

議長： 武田委員。

14番： 調査をされるときに、大浜団地などは斜面が多いです。耕地より法面が多い、そのような土地だったら、そこは太陽光などにしてもいいのか、そこあたりも考えられることだと思う。

議長： 他にございませんか。

事務局： よろしいでしょうか。
①行事予定について

議長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成29年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員